

市民館等の「市民利用施設のネットワーク化」について

生涯学習推進課

1 経過

「市民利用施設のネットワーク化」については、平成14年9月に出されました「川崎市行財政改革プラン」の『市民サービスの再構築（第6章）』において、市民参画による地域主体のまちづくりを目指すための諸方策の一つとして提起されました。

具体的には、

「市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家等の施設を、市民の生涯活動と地域コミュニティの拠点として位置づけ、市民に身近な施設を地域の実情に応じて、より有効に利用できるよう区役所を中心に運営を行い、関連施設のネットワーク化により多機能化し、有機的連携を図ります。」

となっており、「地域における行政サービスの提供拠点」及び「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能を強化していくことを目的としています。

庁内では関係局により事務レベルでの課題整理を行なっております。

2 教育文化会館・市民館などの検討に関する法規等の留意点

- (1) 市民館などは「社会教育法」上の公民館に位置付けられていること。
- (2) 公民館などの教育機関の設置、管理及び廃止、財産管理、所管に関することは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により教育委員会の職務権限となっていること。
- (3) 施設整備時に公民館として国庫補助金の受領、市債の起債を行なっていること。
- (4) 市民館などの主な機能として市民に施設を提供する機能と市民の社会教育を振興する機能があること。
- (5) 市民館などは15年度に見直しを行い、区における教育・学習の分権を担う拠点として、市民参画と協働により地域の課題解決を旨とした学習の場として新たな公共の創出に取り組んでいること。

3 今後の予定

総合企画局では「市民利用施設のネットワーク化」の検討に当たり、市民館などを含む市民利用施設の利用実態調査を年度内に着手することを予定しています。

また、地方分権時代に相応しい地方自治制度の確立に向けて『自治基本条例』の策定、『住民投票制度』の創設、『区行政改革』に向けた取り組みを市民自治制度検討委員会等を設置して検討を行なっています。

『区行政改革』については区行政改革検討委員会が設置され、平成16年度からは市民公募委員を含めて検討を行っていく予定になっており、「市民利用施設のネットワーク化」についても課題の一つとして検討が予定されています。

～市民利用施設ネットワーク化についての記載部分

益の大きさに比例した費用負担を行うことが、公平性と適正な財源配分の観点から必要であるとの考えのもとに、受益と負担の適正化を図ります。

2 主な再構築施策

具体的な市民サービスの再構築の実施については、現行のサービスを受けている市民の立場、サービスのコストを納税という形で最終負担している市民の立場などを考え合わせて、十二分に意見交換や審議検討することが、極めて重要です。合意が形成されるものから可及的すみやかに実施し、おおむね今後1年以内を目途に所要の結論を得て、市民サービスの再構築を進めていく予定です。

(1) 市民参画による地域主体のまちづくり

今まで以上のより積極的な地域主体のまちづくりを進めるために、市民が活動しやすい環境づくりに努め、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援する仕組みを再構築してまいります。

また、そうした点を踏まえて、「地域における行政サービスの提供拠点」及び「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能を強化してまいります。

市民参画による地域主体のまちづくりを目指すための諸方策

諸方策	具体的な内容
市民利用施設のネットワーク化	市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家等の施設を、市民の生涯活動と地域コミュニティの拠点として位置づけ、市民に身近な施設を地域の実情に応じて、より有効に利用できるよう区役所を中心に運営を行い、関連施設のネットワーク化により多機能化し、有機的連携を図ります。
市立学校施設の複合化・有効活用	地域コミュニティの中心的な場の環境を持つ市立学校施設の物理的空間と時間的空間の有効活用を図るため、改築等に際しては福祉施設等の異なった機能の施設を合築することや、市民の自主的な生涯学習・生涯活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めるとともに、既存の市立学校施設においても、余裕教室の活用や利用されない休日や放課後における市民活用を積極的に進めます。
地域人材の積極的な活用	これまで専ら行政が担ってきたサービス提供については、成熟した市民(ボランティアやNPOなど)の自己実現と社会還元を促すため、社会福祉や学校教育、生涯学習等に関して、新しいタイプの住民参加とコミュニティ活動の支援とネットワーク化を進めるとともに、市立学校においても地域の有意な人材の積極活用や、市立学校の教育環境を地域で有意義に活用することを進めます。

地域子育て支援体制の確立	地域における言主的な子育て機能の充実強化に向けて、子育て家庭への相談指導や情報提供、子育てサークル及び子育てボランティアの育成など地域特性に応じた支援システムを確立するため、教育委員会所管の「子育て広場」と健康福祉局所管の「地域子育て支援センター」等の地域子育て支援に関する施策の機能・体制を一元化するとともに、こども文化センターなどの地域拠点施設も活用した、専門的な立場からの子育てアドバイスが可能なような、きめの細かい子育て支援策の展開を図ります。
ITを活用した情報サービスの充実	各施設に設置されている専用端末で行っていた手続きを、市のホームページを介して全国どこからでも可能となるよう、公共施設利用予約システム(ふれあいネット)の再構築や、行政情報等を一方的に提供することにとどまらない双方向伝達(電子会議室等)を構築するなど、市民と行政のコミュニケーションシステムを充実して、情報社会における新しい地域経営の視点からの市民と行政の関係づくりをめざします。
区の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所窓口の改善を進めるとともに、保健福祉やまちづくりの総合的対応が図れるよう、市民の視点に立ったサービス提供機能を強化します。 ・道路や公園、市民利用施設などについて区民に身近な区役所で対応が可能になるよう、身近な業務に対応する機能を強化します。 ・地域のニーズを反映した行政を推進するため、区役所の調整機能や企画機能の強化を図るなど、区民と行政を結び地域特性を反映させる機能を強化します。

(2) 社会環境の変化に合わせた施策の再構築

介護や支援等を必要とする方々のために、介護保険制度及び関連事業、障害児者対策、社会的子育て対策等を着実に充実させる一方で、元気な高齢者については、単に加齢のみを要件として保健福祉サービスの対象とすることについては見直します。主な再構築の検討対象事業例は次のとおりです。

社会環境の変化に合わせた施策の再構築例

事業例	見直しの方向・内容	備考
老人医療費助成事業	少子高齢化の進展に伴い、受益者と負担者の構成が相対的に大きく変化しており、国の抜本的な医療制度改革が実行段階になっている状況の中で、市独自で対応してきた本事業については、本来医療制度は国により全国一律に保障される必要があるという考え方から見直します。	他制度(被保護者は医療扶助、障害者は更生医療)により、真に必要な高齢者に対しては保障されている。横浜市には制度なし。

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL：044（200）3708/FAX：044（200）3800
E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp URL：http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm

市民のみならずとも 市民自治の拡充に向けた 各種制度の検討を進めます

川崎市では、地方分権時代にふさわしい市民自治制度の確立に向けて、『自治基本条例』の策定、『住民投票制度』の創設、『区行政改革』に向けた取組を行うこととしています。このため、左の委員会を立ち上げて、具体的な検討を行っています。

●市民自治制度検討委員会
市民自治制度の確立に向けて立ち上げる次の3つの検討委員会の調整等を行います。

●自治基本条例検討委員会
公営市民と学識者からなる委員会を立ち上げ、市民と行政の新しい関係を明示するルールとして、『自治基本条例』の検討を行います。

●住民投票制度検討委員会
市民意見を政策決定に反映させる仕組みとして、『住民投票制度』について法律上の問題点等の整理、検討を行います。

●区行政改革検討委員会
分権時代にふさわしい区行政のあり方について検討を行っています。

※なお、住民投票制度、区行政改革については、本年度は学識者による課題の整理を中心に調査・検討いただき、平成一六年度に正式な委員会として、市民公募委員も含めて検討いただく予定です。

今後、この紙面を通じて市民自治制度の取組動向をお知らせし、多くの市民の方々からご意見をいただきたいと考えています。

第一回自治基本条例検討委員会が開催されました

～来年八月に向けて自治基本条例の検討が始まりました～

平成一五年一〇月二二日（水）に自治基本条例検討委員会の第一回委員会が高津区役所保健福祉センター保健ホールで開催されました。

はじめに、阿部市長から、四名の学識者委員と三名の公営市民の方々に委嘱状が交付されました。

そして、市長から「自治体の基本法としての自治基本条例について、意欲的な議論をお願いしたい」とのあいさつがありました。

その後、委員長と副委員長の選任が行われ、委員長に辻山幸直さん（財団法人地方自治総合研究所理事・主任研究員）、副委員長に小島聡さん（政法大学人間環境学部助教授）が選任され、市民委員から選任される副委員長は、後日選任されることになりました。

また、委員長からは「自治基本条例は市民の方々がしるべきものです」とのあいさつがありました。自治基本条例検討委員会は、今後、来年の八月の最終報告書の作成をめざして活動を行うこととなりますが、次回の委員会では、本格的な検討に入る前に、お互いの自治基本条例に対する思い、考え方を自由に語っていただくこととなりました。

一月までの委員会は次の日程で行います。 ※傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。

- 一月二二日（水）一八時三〇分、於 高津区役所保健福祉センター保健ホール
- 二月二七日（水）一八時、於 高津区役所第一会議室
- 一月二五日（木）一八時三〇分、於 高津区役所第一会議室

なお、委員長、副委員長以外の学識者委員は、金井利之さん（東京大学大学院法学政治学研究所助教授）、村上順さん（神奈川大学法学部教授）です。



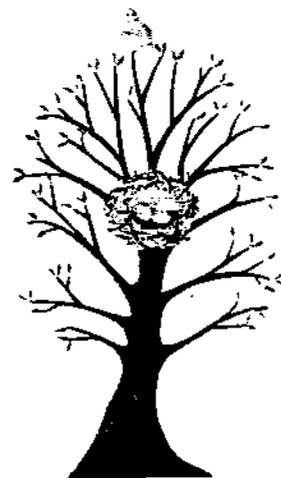
辻山委員長あいさつ



小島副委員長あいさつ



委員の方から意見・質問も寄せられました。



立派な「自治の木」に育てよう！

市民自治制度検討委員会が設置されました

「かわさきの自治の拡充に向けて」

平成一五年一〇月一五日(水)に市民自治制度検討委員会の委嘱状交付式が市長応接室にて行われ、阿部市長から委員の方々に直接委嘱状が手渡されました。

委嘱状の交付の後に、市長から「自治基本条例、住民投票制度、区行政改革の3つの委員会で検討内容について調整をお願いしたい。これらの検討は、市民中心の自治確立のため大きな改革になるため、是非「協力をお願いしたい。」との発言がありました。

これについて、委員からは「自治基本条例については、まだ限られた地方公共団体が実験的にやっているだけで、大都市でつくるのは初めてとなることから、全国的影響が大きく、全国のモデル条例となるようなレベルの高いものになることを期待している。」などの意見が寄せられました。

市民自治制度検討委員会では、今後、平成一六年度中に策定する新しい総合計画と整合を図りながら、自治基本条例、住民投票制度、区行政改革の3つの委員会で検討内容について調整を行っていくこととなります。

委員の方々は次のとおりです(◎は委員長)。

◎石原信雄さん(財団法人地方自治研究機構理事長)

辻 琢也さん(政策研究大学院大学教授)

辻山幸宣さん(財団法人地方自治総合研究所理事・主任研究員)

寄本勝美さん(早稲田大学政治経済学部教授)

※辻委員は当日欠席



市長から委嘱状が交付されました



今後の進め方について議論しました

市民自治拡充に向けたこれまでの市の取り組みと自治基本条例検討委員会のスケジュール

川崎市では、これまで「市民自治の拡充に向けた新たな制度の意義・枠組み」を研究する一環として、平成一三年度から、自治基本条例についての論点整理等の作業を進めてきました。

その検討経過を、平成一五年の三月に開催した「かわさき版自治基本条例フォーラム」で報告しました。また、同八月〜九月には、自治基本条例に関心のある市民の方を対象として、「自治基本条例を考える」ミニフォーラムを市内2会場(川崎・溝口)で開催しました。

こうした流れを受けて、今回新たに設置された「自治基本条例検討委員会」では、以下のとおり、平成一六年八月の最終報告書提出を目指して、本格的に作業を進めていくこととなります。

また、同時に検討を進める「住民投票制度検討委員会」と「区行政改革検討委員会」では、「自治基本条例検討委員会」の議論にあわせながら、具体的な制度設計について検討を進めることとなります。

「自治基本条例検討委員会」における検討作業の節目では、その検討内容について、広く市民の方々の意見を聞く市民討論の場を設けることを予定しています。

この市民討論の内容も含め、検討委員会での具体的な検討内容、進め方等については、自治基本条例検討委員会での議論を通じて決定していきます。

H15. 10. 22

「自治基本条例検討委員会」の発足

中間報告の取りまとめ

4月下旬の休日(市内2ヶ所で開催予定)

検討委員会主催の市民討論《中間報告》

インターネット等を通じて市民意見の聴取

市民意見の反映・最終報告案の取りまとめ

7月下旬の休日(市内2ヶ所で開催予定)

検討委員会主催の市民討論《最終報告案》

インターネット等を通じて市民意見の聴取

市民意見の反映・最終報告案の修正(最終報告に)

8月下旬

市長報告

委員会の目標

委員会の最終報告を踏まえ、行政が条例案文を作成

パブリックコメント等

必要に応じて、行政が条例案文を修正し、市議会へ提案

『かわさき版自治基本条例』の制定

(編集部から)

今後、自治基本条例検討委員会については、月に一〜二回程度開催されます。委員会の中でも、委員だけでなく他の市民の方々の意見を聞くことが重要との指摘もありました。委員会の情報は、紙媒体、インターネットなどで提供していきますので、お気軽に「ご意見等をお寄せいただければ幸いです。」

H15年度

H16年度

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL：044（200）3708/FAX：044（200）3800

E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp URL：http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm

第二回自治基本条例検討委員会が開催されました

「自治基本条例について自由な討論が行われました」

平成一五年十一月二日（水）に自治基本条例検討委員会の第二回委員会が高津区役所保健福祉センター保健ホールで開催されました。自治基本条例について、委員の様々な意見を出しあうために、ポストイットを使い、模造紙にまとめていく方式を取りました。

多くの意見が出され、時間が足りないといった声も出ましたが、ファシリテーターを務めた小島副委員長が司会と意見の集約を行い、ポイントは的確にまとめられたように思います。

意見の概要は下の図にまとめていますが、条例の作り方、その性格・位置づけなど総論的な議論とあわせて、条例に盛り込むべき内容など具体的な意見も出されました。

今後、委員から出された個別の論点について検討を進めていきますが、次回はテーマを自治体についてとして、さらに議論を深めていくこととなります。

■ 二月一七日（水）一八時～

■ 一月一五日（木）一八時三〇分～

於 高津区役所第一会議室
於 高津区役所第一会議室

※傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。



様々な意見が寄せられました。



小島副委員長を中心に議論のまとめがされました

【基本・総論】

□ 条例のつくり方・ポイント

- ・平易な文章で市民に理解しやすい条例
- ・条例策定によるコスト増加も検討

□ 条例の性格と位置づけは？

- 自治体の憲法
- 理念条例
- 行政運営の条例

□ 憲法・法律

- ・ 法律との関係性
- ・ 憲法、法律へのフィードバック

□ 自治体って何？

- 自治の基本
 - ・ 市民が主役
 - ・ 夢を持って、住むことに誇りが持てる
 - ・ 市の独自性

自治するまち・川崎

- ・ 自治分権の確保
- ・ 条例の効果の明確化
- ・ 市民の権利と義務
- ・ 人間と自然環境の共生

□ 総合計画

- ・ 総合計画との整合性

【盛り込むべき内容】

□ 行政の役割・責任とは？

- ・ 行政の役割と責任

□ 市民・住民？・NPO

- ・ 住民と市民
- ・ 市民活動の活性化
- ・ 自立市民を育てる

□ 市民と行政の協働

- ・ パートナーシップのあり方
- ・ 政策決定、事業、計画への参加

□ 議会・市民・行政

- ・ 議会と市民、行政と市民の関係

□ 区って何？

- ・ 区の役割、権限
- ・ 各区の特性を重んじる
- ・ 区で解決できる仕組みづくり

□ 自治とコミュニティ

- ・ 小さな単位での自治、
- ・ 新たなコミュニティ創設
- ・ 町内会との関係の整理

□ 評価

- ・ 情報公開・情報共有化

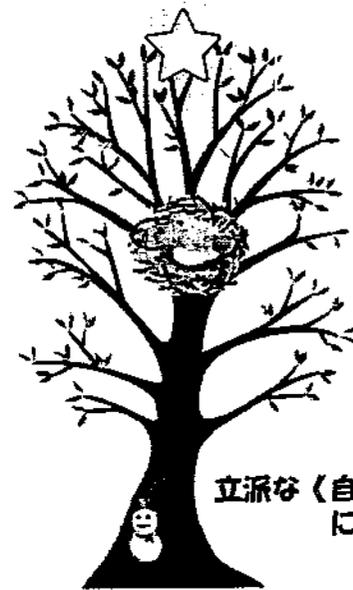
□ 情報公開

- ・ 情報公開・情報共有化

□ 住民投票

- ・ 住民投票制度との関係

□ 条例の実効性を高める



立派な「自治の木」
に育てよう！

□ 条例ができてから…

- ・ 実効性のあるもの
- ・ 効果の検証
- ・ 条例のフォロー、育てる

□ まちの課題を解決するために

- ・ 子どもに未来を託す
- ・ 危機管理、安全なまちづくり
- ・ 人と動物の共生
- ・ 地域住民同士の交流の緊密化
- ・ 学校教育

新総合計画の策定に向けて

自治基本条例の検討作業と並行して、新しい総合計画の策定作業が進められています。

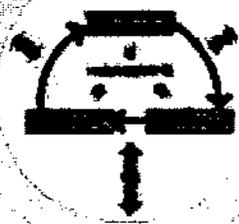
検討に当たっては、10人の学識者からなる総合計画策定検討委員会、公募の市民の方から構成される総合計画市民会議を設置するとともに、節目節目に電子会議室、タウンミーティングなどといった機会を設け、様々な意見をお伺いしていくこととしています。

今回の総合計画は、右肩上がりの経済成長が終焉し、国地方を通じて極めて厳しい財政状況に直面しており、人口増がストップし、長期人口減少過程に入ることから、少子高齢社会にふさわしい体制を整える必要があることを背景に、現在進めている行政改革の徹底、市民が生き生きと活動し、互いに支えあいながら地域社会の主役として、地域の課題を解決していく仕組みづくり、市民生活を守り発展させるための本市経済の再生、自治体としての、また、地域社会や市民としての誇りの表現を策定に向けた大きなポイントとします。そして、活力とちるおのいのある市民都市・川崎をめざして、川崎に暮らす方々の安全で安心な生活を守り、いきいきとした明るいまちづくりを着実に進めていくために、川崎をめざすべき将来像をしっかりと見定め、それに向けた道筋や手立てを、新しい発想で築き、示していくものとなります。

自治基本条例と総合計画の関係については、自治基本条例は地域社会における課題解決のための基本的な考え方や仕組みが、総合計画は課題解決のための具体的施策・仕組みづくりが中心になると考えられます。

今年度末の中間報告の公表、平成一六年七月の計画素案公表に向けて、自治基本条例の委員会と調整をしながら、検討作業を進めていくこととなります。

このように、総合計画は、自治基本条例と密接に関係するものであり、かわさき自治二一〇一スにおいて、今後、内容を詳しく紹介させていただきます。



区行政改革検討委員会を設置

一月に区行政改革検討委員会が設置されました。この委員会は、次の委員から構成され、川崎市の自治制度について検討を進める委員会のうち、分権時代にふさわしい区行政のあり方について検討を行うものです。

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| 委員長 | 辻 琢也 | 政策研究大学院大学教授 |
| 副委員長 | 岩崎恭典 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| | 野口貴公美 | 法政大学社会学部助教 |
| | 佐藤順子 | 女子栄養大学講師、
高津区政推進会議委員 |

具体的には、市民の関心が高い身近なまちづくりの課題等について事業局と区役所の的確な役割分担について地域の課題を解決していく仕組みや、将来的な地方自治の改正など地方自治制度の大きな変容を踏まえた区行政改革の方向などについて検討を行うこととしており、節目節目で情報提供を行っていきます。



住民投票制度検討委員会を設置

一月に住民投票制度検討委員会が設置されました。平成一四年度に川崎市住民投票制度研究会として、様々な意見を伺った学識者の方々とともに、行政法に詳しい弁護士石津先生にも委員に就任いただいています。委員の構成は次のとおりです。

- | | | |
|------|------|--------------|
| 委員長 | 奇本勝美 | 早稲田大学教授 |
| 副委員長 | 金井利之 | 東京大学助教 |
| | 石津廣司 | 弁護士 |
| | 野口暢子 | 地方自治総合研究所研究員 |

今後、住民投票の対象事項、投票の結果と長の裁量権の関係、住民投票の発議主体、投票できる者の範囲などの課題について整理していくこととしており、節目節目で情報提供を行っていきます。



自治キーワード 住民投票制度

現行地方自治制度は、住民の直接選挙による市長と議員が住民を代表して市政を運営する代表民主制を採用していますが、それぞれが住民の意思を的確に把握し、市政に反映させていくことは、団体自治と住民自治を車の両輪として運営されている地方自治にとって非常に重要なことです。

最近、自治体にとって重要な課題について住民の意思を確認するために住民投票を実施する事例が増えています。全国で議論されている市町村合併に関しては法律に規定がありますが、それ以外の問題、たとえば新潟県巻町で行われた原子力発電所についての住民投票や岐阜県御嵩町で行われた産業廃棄物処分場についての住民投票は、各自治体が条例を制定し、それに基づいて実施されています。このように条例を制定して住民投票を実施する事例が増加しており、2001年1月から2003年3月までに60件近い条例が制定されているとの報告があります。

一口に住民投票の条例とはいっても、問題が生ずるたびに、首長や議員からの条例提案により、又は住民の直接請求によるいわゆる「個別課題型」の条例、そして、あらかじめ条例を制定しておき、何か問題が生じたときにその条例を適用して住民投票を行ういわゆる「常設型」の条例があります。前者は多くの事例がありますが、後者の条例を制定しているのは広島市や愛知県高浜市など、また数例に止まっています。(つづく)

事務局が、川崎市における市民自治の拡充について検討を行う四つの委員会が立ち上がり、今後、定期的に行われていく会議の検討経過について、自治基本条例検討委員会を中心にお知らせしていきます。

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL: 044 (200) 3708/FAX: 044 (200) 3800
E-mail: 20ziti@city.kawasaki.jp URL: http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm

第二回自治基本条例検討委員会が開催されました

「自治基本条例について活発な討論が行われました」

平成一五年二月一七日(水)に自治基本条例検討委員会の第三回委員会が高津区役所第一会議室で開催されました。今回は、世話人・副委員長の選出、自治基本条例の総論についての検討が行われました。

はじめに、自薦・他薦により六人の委員が世話人に決まり、その中から荒井委員が副委員長として選出されました。世話人会では、今後、自治基本条例検討委員会の運営について、議論していただくこととなります。また、荒井副委員長については、小島副委員長とともに、辻山委員長を補佐していただきます。

続いて、第二回の委員会の意見を踏まえ、①条例のつくり方・ポイント、②自治体って何?、③条例の性格と位置づけといった自治基本条例の総論部分について、三つのグループに分かれ、ポストイットを使いながら、考え方を模造紙にまとめていきました。自治基本条例の根幹に関係するともいえる総論部分については、はじめは漠然としていてイメージがつかみにくいといった指摘もありましたが、徐々に各委員から様々な意見が出され、議論が深まったように思われます(検討項目の概要は下図参照)。この内容については、今後作成される中間報告、最終報告に反映させていくこととなります。

次回の委員会では、行政の役割・責任、市民と行政との協働、議会・市民・行政の関係について、さらに議論を深めていきます。

- 第四回 一月一五日(木) 一八時三〇分 於 高津区役所第一会議室
- 第五回 二月五日(木) 一八時三〇分 於 高津区役所第一会議室
- 第六回 二月二六日(木) 一八時三〇分 於 高津区役所第一会議室

※傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。



荒井副委員長のあいさつ



みんなで議論していきます



グループ発表の様子

□条例のつくり方・ポイント

- ◇わかりやすさ
市民にわかりやすい表現に！
前文への理念の表現方法
- ◇川崎市らしさ
歴史・生いたち・地形・産業・住んでいる人たち
- ◇他自治体の条例のよいところを活かす

□条例の性格と位置づけは？

- 位置づけ どのような条例をめざすのか？
- 自治体の憲法として
自治体の憲法・
最高法規として
位置づけるかどうか
 - 行政運営の条例として
行政運営のあり方を
定めるかどうか
 - 理念条例として
自治体のあるべき姿
や進むべき方向を
定めるかどうか
- ⇒ 考え方 = 基本条例 ?
具体的内容 = 個別条例 ?

□自治体って何？

- 自治の基本 = 市民が主役のまち
国 = 地方の対等な関係
(「地方主権化社会」)
- 自治するまち・川崎
自治する市民がはくくまれる
市民生活が楽しくなる
市民の生活が優先される
条例で何ができる、何が変わる
市民と行政がともにある
身近な問題を解決できる
- ◇市民の権利と義務
- ◇自治体と市民の契約関係
- ◇市民と市民の契約関係
- ◇市民ってなに？
(市民の定義)

第一回世話人会の開催について

第三回自治基本条例検討委員会が選出された世話人の方々が集まり、平成一五年一月二四日(水)に第一回の世話人会が開催され、今後のスケジュール確認と委員会の進め方、学習会の開催について議論が行われました。

この中では、①議論する時間が限られている中で、意見をいいたくないという工夫が必要であり、委員会全体で議論を共有化していくこと、このために全体で議論する時間を設けること、②自治基本条例の理解のために、世話人会主催で学習会を開催することなどについて話し合われました。自治基本条例の策定に向けて、充実した議論を行いたい、内容を充実したものとさせたいという世話人の方々の熱い思いを感じることができました。

学習会については、今後、必要に応じて開催していきますが、第一回の学習会は、テーマを「川崎市の条例の全体像について」「川崎市におけるこれまでの自治の取組と現状について」を設定し、1月中旬に行うことになりました。



自治キーワード 住民投票制度の導入

前号で、住民投票の条例には、「個別課題型」の条例と、「常設型」の条例があるといいましたが、もう少し詳しく説明しましょう。

「個別課題型」の条例は、地方自治体にとって重要な問題が生じたとき、その特定の問題について住民投票を行うために制定するものです。その条例の提案は、首長からも議員からも、そして住民からもできます。住民が行う場合は、地方自治法第74条の直接請求という制度により、①条例の制定請求書を添え、制定請求代表者証明書の交付申請、②回証明書の交付、③1箇月以内に一定数の署名を収集(本市の場合は約2万人)、④選挙管理委員会に署名簿を提出、⑤首長に条例制定を請求、⑥首長の意見を付して議会に付議、⑦請求代表者による意見陳述、⑧議会の議決、という手順を踏む必要があります。このようにして制定された条例は、そのときの特定の問題に対する住民投票のみに適用されるものなので、住民投票を行う都度、新たな条例を制定する必要があります。

これに対して「常設型」の条例は、最初の手続は、「個別課題型」と同様で、首長や議員からの提案、また住民から行う場合は直接請求の手続によって行われることとなりますが、住民投票の制度をその地方自治体に設けることとなるので、問題が生じ、住民投票を行う必要がある場合は、その条例の要件(一定数の署名など)に適合すれば、その条例に基づいて住民投票ができることとなります。このような「常設型」の条例を制定している地方自治体は、前号では広島市や高浜市など数例に止まっていますが、既に13市町村において制定されているとのこと。

第二回市民自治創造・かわさきフォーラム まちを耕そう、小さなまちを大きく

「かわさき」をキーワードに、市民の力で自治を育む

「かわさき」の地域社会のありようを見据えつつ、新しい自治型社会の創造と行政・市民の協働関係、そして市民間のネットワーク構築を目的として、二月二三日(金)・二四日(土)の二日間、わたりフォーラムを開催します。一日目は全体会、二日目はエクスカーションや七つの分科会「まちづくり井戸端会議」等を開催、両日とも市内の市民活動団体や農業・工業・商業の活動紹介を行うブースも出展します。

一日目午前「協働とまちづくり」市民の力で自治を育む」分科会では、自治基本条例や市民活動を支える中間支援組織を題材に、これからの自治や協働のあり方について議論を行います。小島自治基本条例検討委員会副委員長もコーディネーターとして参加されます。詳細は、市ホームページ、市政だより、配布パンフレット等をご覧ください。申込み・問合せは総合企画局政策部まで。参加費は交流会を除き無料です。

開催日時：二〇一四年二月二三日(金)午後、二四日(土)全日
場所：高津市民館・てんのかわさき川崎市生活文化会館
主催：市民自治創造・かわさきフォーラム実行委員会、川崎市
内容

☆二月二三日(金)午後 ◎全体会 基調講演・延藤安弘/NP
◎法人まちの縁側育み隊代表理事 ●各区まちづくり推進組織の活動報告 ●パネルディスカッション・阿部孝夫/川崎市長、川崎泰之/高津まちづくりビジョン委員会委員長ほか ◎かわさき元気メッセ ◎交流会「出会いのひろば」

☆二月二四日(土)全日 ◎エクスカーション「高津区を知る」
◎分科会「まちづくり井戸端会議」◎「フィナーレ」かわさき・まちづくりの未来

事務局から

自治基本条例検討委員会では、昨年末に世話人会が発足しました。また、今後、四月の中間報告に向けて、委員会の検討結果を取りまとめる「報告書案(案)」を作成する報告書案作成委員会が設置され、作業が進められています。自治基本条例策定作業はこれからが正念場。委員の方たちと一緒に議論を積み重ねていきますので、今年もよろしくお願いたします。